

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 18 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年岩手県人事委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|------------------------|-----|-----------------------------------|---|------------------------|-----|-----------------------------------|---|
| 別表（第 2 条、第 3 条関係） | | | | 別表（第 2 条、第 3 条関係） | | | |
| 組 織 | | 職 員 | | 組 織 | | 職 員 | |
| 議会事務局 | | 事務局長 次長 課長 総務課の課長補佐及び秘書の事務を担当する主査 | | 議会事務局 | | 事務局長 次長 課長 総務課の管理主幹及び秘書の事務を担当する主査 | |
| 知 事 の 事 務 部 局 | 本 庁 | 部局等 | 部長 総合政策室長 総合雇用対策局長 技監 担当技監 企画室の室長 首席政策監 地域振興支援室長 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長 医師確保対策室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総合雇用対策監 総務事務センター所長 担当課長（部、室又は課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 秘書担当課長 法務私学担当課長 人財給与担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 主任主査及び主査（課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 総合政策室の主任主査及び主査（政策調査に関する事務又は秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の人財給与又は組織改に關す | 知 事 の 事 務 部 局 | 本 庁 | 部局等 | 部長 総合政策室長 技監 担当技監 企画室の室長 首席政策監 交通政策参事 地域振興支援室長 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長 医師確保対策室長 総務室長 総合防災室長 総括課長 政策調査監 総務事務センター所長 担当課長（部、室又は課内の人事、給与又は服務に関する事務を総括する者に限る。） 秘書担当課長 法務私学担当課長 人財給与担当課長 予算担当課長 管財課の管理担当課長 職員福祉担当課長 主任主査及び主査（部及び局の主管室課等において人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。） 総合政策室の主任主査及び主査（政策調査に関する事務又は秘書の事務を担当する者に限る。） 総務室の主任主査及び主査（法務に関する事務を担当する者に限る。） 人事課の人財給与 |

| | | |
|--------|-------------------------------|--|
| | | る主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長 |
| | 出納局 | 局長 <u>総括課長</u> 管理担当課長 |
| 出先機関 | 広域振興局 | 局長 副局長 保健福祉環境技監 工業技術集積支援センター所長 部長 <u>農村整備室長</u> 総務課長 |
| | 広域振興局総合支局 | 総合支局長 保健福祉環境技監 部長 <u>農村整備室長</u> センター所長 支所長 |
| | 地方振興局 | 局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長（ <u>盛岡地方振興局に限る。</u> ） <u>農村整備室長</u> 出張所長（岩手に限る。） ダム建設事務所長 土木事務所長 林務事務所長 企画総務部の管理主幹及び総務課長 |
| | [略] | |
| | 環境保健センター | 副所長 企画情報部長 |
| 高等看護学院 | 学院長 事務長 | |
| 都南の園 | <u>園長 副園長 事務局次長 診療科長 看護部長</u> | |
| [略] | | |

| | | |
|--------|-----------|---|
| | | 又は組織改革に関する事務を担当する主任主査及び主査並びに人事又は給与に関する事務を担当する主任及び当該事務の企画を担当する主事 予算調製課の主任主査及び主査（財政改革又は予算調製に関する事務を担当する者に限る。） 管財課の主任主査及び主査（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）並びに守衛長 |
| | 出納局 | 局長 管理担当課長 <u>指導審査担当課長</u> |
| 出先機関 | 広域振興局 | 局長 副局長 保健福祉環境技監 工業技術集積支援センター所長 <u>工業技術集積支援センター次長</u> 部長 <u>部の室長</u> 総務課長 |
| | 広域振興局総合支局 | 総合支局長 保健福祉環境技監 部長 <u>部の室長</u> センター所長 支所長 |
| | 地方振興局 | 局長 保健福祉環境技監 部長 部の室長 出張所長（岩手に限る。） ダム建設事務所長 土木事務所長 林務事務所長 企画総務部の管理主幹及び総務課長 |
| | [略] | |
| | 環境保健センター | <u>所長</u> 副所長 企画情報部長 |
| 高等看護学院 | 学院長 事務長 | |
| [略] | | |

| | | | |
|--|------------|---|-----------------|
| 教育 委員 会 の 事 務 局 等 | [略] | | |
| | 教 育 機 関 | 総 合 教 育 セ ン タ ー | 所 長 <u>総務部長</u> |
| | [略] | | |
| | | <u>盲学校</u> | [略] |
| | | ^{ろう} <u>聾学校</u> | [略] |
| | | <u>養護学 校</u> | [略] |
| [略] | | | |
| 監査委員事務局 | | 事務局長 <u>課長 総務課の 主任主査及び主査</u> （人事、 給与又は服務に関する事務 を <u>総括</u> する者に限る。） | |
| 人事委員会事務局 | | 事務局長 課長 主任主査 主査 主任 | |
| [略] | | | |

| | | | |
|--|------------|---|-------------------|
| 教育 委員 会 の 事 務 局 等 | [略] | | |
| | 教 育 機 関 | 総 合 教 育 セ ン タ ー | 所 長 <u>企画総務部長</u> |
| | [略] | | |
| | | <u>特別支 援学校</u> | [略] |
| | [略] | | |
| | [略] | | |
| 監査委員事務局 | | 事務局長 <u>総括監査監 主 任主査及び主査</u> （人事、給 与又は服務に関する事務を <u>担当</u> する者に限る。） | |
| 人事委員会事務局 | | 事務局長 課長 主任主査 主査 主任 <u>主事</u> （公平審 査を担当する者に限る。） | |
| [略] | | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。